

葉山町税条例の一部を改正する条例

葉山町税条例（昭和50年葉山町条例第25号）の一部を次のように改正する。

（別紙）

平成30年6月5日提出

葉山町長 山 梨 崇 仁

提案理由

地方税法（昭和25年法律第226号）の改正に伴い、所要の改正を行うために、提案するものであります。

葉山町条例第 号

葉山町税条例の一部を改正する条例

葉山町税条例（昭和 50 年葉山町条例第 25 号）の一部を次のように改正する。

第 19 条中「第 10 条の 2 の 10」を「第 10 条の 2 の 12」に改める。

附則第 13 項中第 14 号を第 15 号とし、第 13 号の次に次の 1 号を加える。

(14) 法附則第 15 条第 47 項に規定する市町村の条例で定める割合 零

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、附則第 13 項の改正規定は、生産性向上特別措置法（平成 30 年法律第 25 号）の施行の日から施行する。

条例の概要

題 名

葉山町税条例の一部を改正する条例

1 趣 旨

地方税法の改正に伴い、所要の改正を行うこととした。

2 内 容

- (1) 租税特別措置法(昭和 32 年法律第 26 号)に規定する中小事業者等が、生産性向上特別措置法(平成 30 年法律第 25 号)の施行の日から平成 33 年 3 月 31 日までの期間内に、同法に規定する認定先端設備等導入計画に従って取得した機械装置等について、当該機械装置等に対して新たに固定資産税が課されることとなった年度から 3 年度分の固定資産税に限り、課税割合を市町村の条例で定める(わがまち特例)こととされたことに伴い、その割合を 0 とすることとした。
- (2) その他所要の改正を行うこととした。

3 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。ただし、わがまち特例に係る部分の改正規定は、生産性向上特別措置法の施行の日から施行することとした。

葉山町税条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>葉山町税条例 昭和50年12月26日条例第25号 (特定附帯設備に係る固定資産税の納税義務者)</p> <p>第19条 家屋の附帯設備(家屋のうち附帯設備に属する部分その他施行規則第10条の2の12で定めるものを含む。)であって、当該家屋の所有者以外の者がその事業の用に供するため取り付けたものであり、かつ、当該家屋に付合したことにより当該家屋の所有者が所有することとなったもの(以下本条において「特定附帯設備」という。)については、当該取り付けた者の事業の用に供することができる資産である場合に限り、当該取り付けた者をもって法第343条第1項の所有者とみなし、当該特定附帯設備のうち家屋に属する部分は家屋以外の資産とみなして固定資産税を課する。</p> <p>附 則 (法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)</p> <p>13 次の各号に掲げる市町村の条例で定める割合は、それぞれ当該各号に定める割合とする。</p> <p>(1)~(13) (略)</p> <p>(14) 法附則第15条第47項に規定する市町村の条例で定める割合 零</p> <p>(15) (略)</p>	<p>葉山町税条例 昭和50年12月26日条例第25号 (特定附帯設備に係る固定資産税の納税義務者)</p> <p>第19条 家屋の附帯設備(家屋のうち附帯設備に属する部分その他施行規則第10条の2の10で定めるものを含む。)であって、当該家屋の所有者以外の者がその事業の用に供するため取り付けたものであり、かつ、当該家屋に付合したことにより当該家屋の所有者が所有することとなったもの(以下本条において「特定附帯設備」という。)については、当該取り付けた者の事業の用に供することができる資産である場合に限り、当該取り付けた者をもって法第343条第1項の所有者とみなし、当該特定附帯設備のうち家屋に属する部分は家屋以外の資産とみなして固定資産税を課する。</p> <p>附 則 (法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)</p> <p>13 次の各号に掲げる市町村の条例で定める割合は、それぞれ当該各号に定める割合とする。</p> <p>(1)~(13) (略)</p> <p>(14) (略)</p>